

年 月 日

富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び射水市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の交付を申請（請求）します。

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

[illegible]

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「富山県地方就職学生支援事業及び射水市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、射水市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

管理コード（富山県及び射水市使用欄）	
--------------------	--

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 富山県地方就職学生支援事業及び射水市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び射水市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び射水市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に射水市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に射水市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に射水市以外の市区町村に転出した場合：半額

富山県地方就職学生支援事業及び射水市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び射水市は、富山県地方就職学生支援事業及び射水市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、富山県及び射水市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び射水市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。